

権利変換の処分の公告

本個人施行者の施行地区内における権利変換計画について、令和5年3月23日付け北都計指令第119号により北見市長の認可を受けましたので、都市再開発法第86条の規定により、下記のように権利変換の処分の公告をします。

記

1. 第一種市街地再開発事業の名称

北見市中央大通沿道地区第一種市街地再開発事業

2. 施行者の名称

個人施行者 アルファコート北見中央大通沿道地区開発株式会社

代表取締役 川村 裕二

3. 事務所の所在地

北海道札幌市中央区南一条西七丁目1番地3

4. 権利変換計画に係わる施行地区又は工区に含まれる地域の名称

北2・3・4条東1丁目街区の所在地

北見市北2条東1丁目 2番1、4番、6番、8番

北見市北3条東1丁目 1番1、1番2、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、
11番、12番、13番2、13番3、14番1、14番2、19番2

北見市北4条東1丁目 1番1、7番、9番、11番、13番1

北3・4条西1丁目街区の所在地

北見市北3条西1丁目 2番1、2番2、4番、6番1、6番2

北見市北4条西1丁目 1番1、1番2、3番1、3番2、3番3、5番1、5番2

5. 権利変換期日

令和5年4月24日

6. 権利変換の認可を受けた年月日

令和5年3月23日

令和5年3月27日

北海道札幌市中央区南一条西七丁目1番地3

個人施行者 アルファコート北見中央大通沿道地区開発株式会社

代表取締役 川村 裕二

